



# 小栗キャップの News Letter

税理士法人オグリ 代表社員・税理士 小栗 悟

岐阜本部 〒500-8847 岐阜県岐阜市金宝町1-3 岐阜第一生命ビル 4F

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

名古屋本部 〒460-0002 名古屋市中区丸の内一丁目16-15 名古屋フコク生命ビル 6F

TEL : 052-222-1600 FAX : 052-222-1611

Email : [info@otc-oguri.com](mailto:info@otc-oguri.com) <http://www.otc-oguri.com>

2016年8月5日(金)

7月1日に

## 「中小企業等経営強化法」

が施行されました！

### 中小企業等の生産性向上の為の法律です

経営力強化のために適切な取組を計画した中小企業・小規模事業者等を政府が積極的に支援する法律が施行されました。

人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や、設備投資等により、事業者の生産性を向上させる計画を作成することにより、認定された事業者は税務上等、様々な支援措置が受けられます。

### 固定資産税(償却資産税)が半分に！

中小企業者等が機械装置(新品に限る)を導入する場合に一定の要件を満たすときは、一定の手続きのもとに償却資産税が3年間1/2に軽減となる特例が設けられました。

一定の要件とは、

●生産性を高める機械装置の取得が対象  
(①160万円以上、②生産性1%向上、③10年以内に販売開始)

※生産性向上設備投資促進税制のA類型から最新モデルを除外しているため、10年以内のものであれば、古いモデルでも対象となります。

※中古機械は対象になりません。

### 固定資産税の軽減措置を受ける場合の流れ

①経営力向上計画策定時に設備を決定

↓ 設備メーカーを通じて工業会等による証明書の入手

②主務大臣に計画を申請

↓ 経営力向上設備等の種類を記載した計画申請書と証明書を提出

③主務大臣より認定される

↓ 計画認定書と計画申請書の写しが交付される

④償却資産税申告書に書類添付

計画申請書、証明書の写しを添え償却資産税の申告時に提出

※年末までに認定が受けられない場合、減税の期間が2年となります。申請から認定までは最大30日程度要しますので、余裕を持った計画策定が必要となります。

### その他金融支援

固定資産税減税以外の支援措置として、

①商工中金による低利融資

②中小企業信用保険法の特例

③中小企業投資育成株式会社法の特例

などがあり、購入に際して、円滑な資金調達ができるようになりました。



赤字の会社でも  
資金調達できる  
のかな？